

県外を対象とする緊急事態宣言がなされたことを受けた知事メッセージ

「ご自身や大切な命を守るために」とお願い」

1 緊急事態宣言及び長野県の現状について

令和2年4月7日、政府は、7都府県を対象区域(※)とする緊急事態宣言を行いました。

長野県は対象地域には含まれていませんが、先週末から今週にかけて、県内でも感染確認者の発生頻度が上がりつつあり、発生地域も県内7圏域に及んでいます。また、PCR検査の件数や、保健所への有症状相談件数が増加していることなどを総合的に考慮すると、明日から2週間(4月22日まで)が、県内の感染拡大防止のために重要な時期「感染対策強化期間」であると考えられます。

この難局を乗り越え、医療崩壊を防ぐために、国民として互いに協力し合いながら、感染症のまん延防止に取り組んでいかなければなりません。

こうした状況を受けて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、皆様の生命と安全を守るために、次のとおり要請を行います。

(※) 対象区域： 東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県

2 往來の自粛について

緊急事態措置を実施すべき区域とされた上記の都府県への往來は、基本的に行わないでください。仕事等でどうしても往來が必要な場合は、人との接触機会を最大限減らし、滞在時間もできるだけ少なくするなど、最大限の感染防止策を講じてください。

緊急事態措置を実施すべき区域にお住まいの方も、本県との往來は自粛してください。ご家族やご親戚の方が上記の区域にお住まいの場合は、大変ご心配のことと思いますが、今回の緊急事態宣言は、全国的な感染のまん延拡大を防ぐためのものであり、全国的に統一した考え方を取り組む必要があります。当該区域にお住いのご家族や知人の方とも連絡を取り合っていただき、国や当該自治体の要請を踏まえ、ご自宅に留まるようお願いしてください。

3 感染防止策の徹底について

すべての県内の皆様は、自覚症状の有無にかかわらず、明日から2週間(4月22日まで)は、県内の感染拡大防止のために重要な期間であるため、人混みを避け、意識して人との接触機会を減らすなど、感染防止に最大の留意をしていただくようお願いします。

人と一緒にいるときは、できるだけ距離をとってください(ソーシャルディスタンシング)。職場や飲食店等でも、座席の間をできるだけ広くとるなどの取組を行ってください。

現状に安心することなく、一人ひとりが手洗い、うがいなどの基本的な感染防止策を徹底するとともに、いわゆる3密と呼ばれる集団感染が確認された場に共通する3つの条件を避けるように、日々の生活の中で強く意識して行動するように強くお願いします。

- ①「換気の悪い密閉空間」を避ける。
- ②「多数が集まる密集場所」を避ける。
- ③「間近で会話や発声をする密接場面」を避ける。

4 緊急事態措置を実施すべきとされた区域に滞在していた方について

緊急事態措置を実施すべき区域に滞在していた方は、その翌日から14日間を経過するまで、健康観察を行っていただくとともに、医療機関への通院、食料品・生活必需品の買い出しなど必要な場合を除き外出しないようにしてください。職場においては、在宅勤務やテレワーク等での対応をご検討ください。

なお、外出に際してはマスクを着用するなど感染防止に十分留意してください。

5 症状のある方について

発熱等の風邪症状がある方は、定期的な検温など、ご自身の健康観察を行うとともに、外出せず、他の方との接触を避けてください。また、医療機関における感染を防止するため、いきなり受診することは避け、あらかじめ保健所又はかかりつけ医に電話で相談の上、指定された医療機関の帰国者・接触者外来等を受診してください。

6 感染者、医療従事者等の人権への配慮について

新型コロナウイルス感染症は、注意を置いても誰もが感染する可能性があるので、皆さんご自身も例外ではありません。

このことを踏まえて、患者・感染者、医療従事者や、緊急事態宣言が発出された地域等に滞在していた方、県外から長野県に来られた方などへの、不当な差別や偏見、いじめ等が生じないよう、冷静な行動をお願いします。

厳しい局面ではありますが、ご自身と大切な命を守るために責任のある行動をとるよう強くお願いします。

県民一丸となって感染防止策を徹底し、互いに支え合いながら、この難局を乗り越えましょう。